令和８年（フ）第８５９号
広島市東区馬木９丁目11番36―10号
債務者　横見瀬　猛士
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４号
熊本県八代市三江湖町1663―１、住民票上の住所愛知県高浜市青木町七丁目３番地50（ヴィラユーザン30　104）
債務者　海野　滉大
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第４１１号
大分市大字大分4773番地の１　グループホーム誠心寮
債務者　日野　　広
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宮　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津941番地１　ゆたかランド111号、前住所鹿児島県鹿児島市吉野町742番地46
債務者　日髙　広陸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字下里570番地　こすみ301号室
債務者　原田　直子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和７年（フ）第１４５号
岩手県花巻市諏訪500番地　独立行政法人国立病院機構花巻病院内、住民票上の住所新潟県西蒲原郡弥彦村美山251番地23
債務者　金子　峰法
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８７号
岩手県北上市上野町４―５―13グランヴォワリエ305号、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町大野第８地割71番地甲
債務者　源田　智視
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第２０４２号
横浜市旭区さちが丘145番地２　オーバーヒルズ壱番館204号
債務者　中井　　晃
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒江　卓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４１号
神戸市兵庫区明和通２丁目２番２―505号
債務者　近藤こと　土居　秀子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　英和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２０９号
千葉県船橋市三山８丁目11番３棟407号
債務者　高橋　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　友美子
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６８号
千葉市若葉区坂月町294番地２　フラットノーブル１Ａ
債務者　城　　久夫
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲富　　彬
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０３６号
大阪府吹田市千里山西４丁目13番18号(102)、前住所大阪府池田市満寿美町７番４―502号
債務者　堂島合同司法書士事務所こと　伊藤　栄一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０３７号
大阪府池田市満寿美町７番４―502号
債務者　伊藤　直子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９４号
大阪市東淀川区豊新４―11―22―202、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田３丁目１番１―617号
債務者　吉本　良美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉方　心平
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７０号
大阪市東住吉区杭全４丁目９番５号　セディア・コアロード　401号
債務者　平岡　龍一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　直
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３３０号
鹿児島市東郡元町８番10―604号
破産者　椎木　雅恵
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３７４号
鹿児島市玉里団地３丁目37番20―36号、前住所鹿児島市吉野３丁目44番８号
破産者　児玉　綾美
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２１号
石川県七尾市万行二丁目183番地　万行第２団地３－３、従前の住所石川県七尾市東浜町へ部14番地
破産者　岡部　俊成
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部